

自己負担限度額・入院食事代標準負担額一覧（70歳以上）

□70～74歳の方の自己負担限度額（月額） □（平成30年8月から）

所得区分	表示	自己負担限度額（月額）	
		外来（個人ごと）	外来+入院（世帯単位）
現役並み所得者 （課税所得 690 万以上） ※1		252,600円 +（医療費－842,000円）×1% （多数回該当 140,100円） ※4	
現役並み所得者 （課税所得 380 万以上） ※2	現Ⅱ	167,400円 +（医療費－558,000円）×1% （多数回該当 93,000円） ※4	
現役並み所得者 （課税所得 145 万以上） ※2	現Ⅰ	80,100円 +（医療費－267,000円）×1% （多数回該当 44,400円） ※4	
一 般 ※1		18,000円 ※3	57,600円 （多数回該当 44,400円） ※4
低所得者 ※2	Ⅱ	8,000円	24,600円
	Ⅰ		15,000円

※1 課税所得 690 万以上所得者・一般の区分の方は、『高齢受給者証』を提示して頂くことで、医療機関への支払いは自己負担限度額までとなります。

※2 課税所得 145 万以上の方（現Ⅰ）、課税所得 380 万以上の方（現Ⅱ）は『限度額適用認定証』を、低所得者Ⅰ・Ⅱの方は『限度額適用・標準負担額減額認定証』を市役所で申請して交付を受け、医療機関へ提示して頂くことで支払いは自己負担限度額までとなります。

・現役並み所得者 - 70 歳以上の国保被保険者のうち、1 人でも一定の所得（課税所得 145 万円）以上の人が同一世帯にいる人（ただし、収入金額によっては申請することにより区分『一般』になる場合があります）

・低所得Ⅱ - 同一世帯の世帯主および国保被保険者が住民税非課税の方（低所得Ⅰ以外）

・低所得Ⅰ - 同一世帯の世帯主および国保被保険者が住民税非課税で、その世帯の判定対象者の各所得が必要経費・控除（年金所得の場合、控除額は 80 万円として計算）を差し引いたときに、0 円になる人

※3 8 月～翌年 7 月までの 1 年間で 144,000 円が上限

※4 過去 12 ヶ月以内に限度額を超えた支給が 3 回以上あった場合、4 回目から「多数回該当」となります。

□70～74歳の方の入院時の食事標準負担額 □（平成30年4月から）

所得区分	食事標準負担額（1食あたり）	
現役並み所得者	460円	
一般	460円	
低所得者	Ⅱ	210円 ※5
	Ⅰ	100円

※5 過去 12 ヶ月の間の入院日数が 90 日を超えた場合は、160 円となります。ただし、入院時に『限度額適用・標準負担額減額認定証』を医療機関に提示する必要がありますので、領収書や医療機関発行の証明書等の入院日数が 90 日を超えている事がわかるものをご持参の上、市役所窓口で申請して交付を受けてください。